

【表紙】

- 【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書
- 【提出先】 関東財務局長
- 【提出日】 平成30年12月4日
- 【発行者名】 UBS ETF・シキャブ
(UBS ETF,SICAV)
- 【代表者の役職氏名】 取締役 アンドレアス・ハーバーツェト
(Member of the Board of Directors, Andreas Haberzeth)
取締役副会長 フランク・ミュゼル
(Vice-Chairman, Board of Directors, Frank Müsel)
- 【本店の所在の場所】 ルクセンブルク市 キルシュベルク地区L-1855 J.F.ケネディ通り49番地
(49, Avenue J.F. Kennedy, L-1855, Kirchberg, Luxembourg)
- 【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治
- 【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【事務連絡者氏名】 弁護士 白川 剛士
弁護士 坂東 慶一
弁護士 前山 侑介
- 【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所
- 【電話番号】 03 (6212) 8316
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券に係る外国投資法人の名称】
UBS ETF 先進国株（MSCIワールド）
UBS ETF ユーロ圏大型株50（ユーロ・ストックス50）
UBS ETF 欧州通貨圏株（MSCI EMU）（注）
UBS ETF 欧州株（MSCIヨーロッパ）
UBS ETF 英国大型株100（FTSE 100）
UBS ETF 欧州通貨圏小型株（MSCI EMU小型株）（注）
UBS ETF MSCIアジア太平洋株（除く日本）
UBS ETF スイス株（MSCIスイス20/35）
UBS ETF 英国株（MSCI英国）
UBS ETF 米国株（MSCI米国）
*上記名称は、届出の対象とした募集（売出）有価証券信託受益証券の名称である。
（注）平成31年1月4日付で、「UBS ETF 欧州通貨圏株（MSCI EMU）」は「UBS ETF
ユーロ圏株（MSCI EMU）」に、「UBS ETF 欧州通貨圏小型株（MSCI EMU小型
株）」は「UBS ETF ユーロ圏小型株（MSCI EMU小型株）」に名称変更を行う。
以下同じ。
- 【届出の対象とした募集（売出）外国投資証券の形態及び金額】
- (1) UBS ETF 先進国株（MSCIワールド）
申込期間（2018年6月30日から2019年6月28日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
 - (2) UBS ETF ユーロ圏大型株50（ユーロ・ストックス50）
申込期間（2018年6月30日から2019年6月28日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。
 - (3) UBS ETF 欧州通貨圏株（MSCI EMU）
申込期間（2018年6月30日から2019年6月28日まで）
2,000,000,000,000円を上限とする。

- (4) UBS ETF 欧州株 (MSCIヨーロッパ)
 申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
 2,000,000,000,000円を上限とする。
- (5) UBS ETF 英国大型株100 (FTSE 100)
 申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
 2,000,000,000,000円を上限とする。
- (6) UBS ETF 欧州通貨圏小型株 (MSCI EMU小型株)
 申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
 2,000,000,000,000円を上限とする。
- (7) UBS ETF MSCIアジア太平洋株 (除く日本)
 申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
 2,000,000,000,000円を上限とする。
- (8) UBS ETF スイス株 (MSCIスイス20/35)
 申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
 2,000,000,000,000円を上限とする。
- (9) UBS ETF 英国株 (MSCI英国)
 申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
 2,000,000,000,000円を上限とする。
- (10) UBS ETF 米国株 (MSCI米国)
 申込期間 (2018年6月30日から2019年6月28日まで)
 2,000,000,000,000円を上限とする。

* 上記金額は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の金額である。

* なお、申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所
 東京都中央区日本橋兜町二丁目1番

- (注1) アメリカ合衆国ドル(「米ドル」)、イギリスポンド(「英ポンド」)、スイスフラン(「スイスフラン」)およびユーロの円貨換算は、便宜上、2018年4月27日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.35円、1英ポンド=152.17円、1スイスフラン=110.54円、1ユーロ=132.39円)による。
- (注2) 本書の中で特に記載のない限り金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の金額の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき、異なった円貨表示がなされている場合もある。
- (注3) 本書において使用される各用語は、別段の記載がある場合または文脈上別異に解される場合を除き、(i)信託契約(以下に定義される。)に基づき受託されたETF投資証券を信託財産とする信託にかかる受益権に関する上場信託受益権信託契約及び本投資法人(以下に定義される。)に係る契約に関する基本契約(「基本契約」)、(ii)上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約条項(「信託契約条項」)ならびに(iii)上場信託受益権信託契約及び発行会社に係る契約に関する個別契約書(「個別契約」)(基本契約、信託契約条項および個別契約を総称して「信託契約」)に定める意味を有する。
- (注4) 本書において、別段の記載がある場合を除き、以下の用語は下記の意味を有する。

指定参加者

投資サービスの運営につき、金融活動作業部会の加盟国内にあり広く認知されている規制当局により規制を受ける一流信用機関または一流金融サービス機関(特定の証券取引所のマーケットメーカーである場合も可)であって、UBS ETF・シキャブ(「本投資法人」)の投資証券を現物取引において申込みまたは償還することを目的に参加合意を締結したものを意味する。

基準通貨

各サブファンドの純資産価額が算出される基準通貨を意味する。

営業日	ルクセンブルクにおける各通常銀行営業日(すなわち、銀行が通常の営業時間で営業を行っている各日)を意味する。ただし、各法定外休日および各サブファンドが投資を行う主要国の証券取引所の休業日またはサブファンドの投資の50%以上を適切に評価できない日を除く。
現金償還手数料	サブファンドのETF投資証券が本投資法人の資産から現金に償還される場合に、投資主が償還の利益の中から本投資法人に対して支払う手数料を意味する。
取引日	管理事務代行会社により投資証券の申込みが受諾され、または償還が承認される日(一般的に、それぞれ営業日であること)および取締役が管理事務代行会社とともにその都度決定するその他の日を意味する。少なくとも2週間に1日取引日があることを条件に、サブファンドの投資対象が上場もしくは取引されている市場またはベンチマークである指数に関係する市場が閉鎖されている場合、ベンチマークの計算が行われない場合または投資運用会社を代表する者が拠点とする関連法域が公休日である場合等、営業日であっても取引日でないことがある。ただし、英文目論見書および定款の規定に従った純資産価額の算定ならびに本投資法人またはサブファンドの投資証券の売却、交換および/または償還を一時的に停止する旨の取締役の判断に常に従う。投資運用会社は、各サブファンドの取引日に先立って詳細な取引予定表を作成する。取引予定表は、関連市場の開設者、規制当局または取引所(該当する場合)が関連市場の取引および/または決済の終了(かかる終了は、投資運用会社に対してほとんどまたは全く通知されることなく行われることがある。)を宣言した場合等、投資運用会社によって適宜修正されることがある。各サブファンドの取引予定表は、投資運用会社から入手することができる。
ETF投資証券	SIXスイス証券取引所および/または本投資法人のウェブサイト(www.ubs.com/etf)において示されるその他の証券取引所に上場されている、本投資法人のサブファンドのいずれかのクラスの投資証券を意味する。
2010年法	ルクセンブルクの2010年12月17日付投資信託に関する法律(随時行われる改正を含む。)を意味する。
ルクセンブルク 申込/償還手数料	ルクセンブルク大公国を意味する。 指定参加者が、申込みを行なう投資証券の価格に添加しまたは償還を行なう投資証券から控除することによりデポジタリーに対し支払う基準通貨による金額を意味し、存在する場合サブファンドごとに定められる。当該金額は、指定参加者が取引日においてサブファンドに対し行なった申込みまたは償還の投資証券数とは無関係である。当該金額は、各サブファンドが投資証券の申込みの際に証券を受領し、または償還に際し証券を引渡す場合に要する処理費用の推定額に相当する。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2018年12月3日付でUBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)およびUBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株)の名称変更が決定されたため、2018年6月29日に提出した有価証券届出書(2018年9月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」という。)の関係情報を新たな情報により追加するため、本訂正届出書を提出するものである。

なお、下線の部分は訂正部分を示す。

2【訂正内容】

表紙

<訂正前>

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

(中略)

UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)

(中略)

UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株)

(中略)

*上記名称は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の名称である。

<訂正後>

届出の対象とした募集(売出)外国投資証券に係る外国投資法人の名称

(中略)

UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU) (注)

(中略)

UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株) (注)

(中略)

*上記名称は、届出の対象とした募集(売出)有価証券信託受益証券の名称である。

(注)平成31年1月4日付で、「UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)」は「UBS ETF ユーロ圏株(MSCI EMU)」に、「UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株)」は「UBS ETF ユーロ圏小型株(MSCI EMU小型株)」に名称変更を行う。以下同じ。

[次へ](#)

第一部 証券情報

< 訂正前 >

有価証券信託受益証券に関する証券情報

銘柄

銘柄（注1）	受託有価証券（注2）
UBS ETF 先進国株（MSCIワールド）	UBS ETF – MSCI ワールド UCITS ETF クラスA-分配型（注3）
UBS ETF ユーロ圏大型株50（ユーロ・ストックス50）	UBS ETF – ユーロ・ストックス 50 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 欧州通貨圏株（MSCI EMU）	UBS ETF – MSCI EMU UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 欧州株（MSCIヨーロッパ）	UBS ETF – MSCI ヨーロッパ UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 英国大型株100（FTSE 100）	UBS ETF – FTSE 100 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 欧州通貨圏小型株（MSCI EMU小型株）	UBS ETF – MSCI EMU 小型株 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF MSCIアジア太平洋株（除く日本）	UBS ETF – MSCI パシフィック（除く日本） UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF スイス株（MSCIスイス20/35）	UBS ETF – MSCI スイス 20/35 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 英国株（MSCI英国）	UBS ETF – MSCI 英国 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 米国株（MSCI米国）	UBS ETF – MSCI 米国 UCITS ETF クラスA-分配型

注1：以下、上記の受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、本受益権に係る信託を個別に又は総称して「本信託」という。

注2：本第一部において、以下、本信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本ルクセンブルクETF投資証券」という。また、「本ルクセンブルクETF投資証券」に係る信託を「本ルクセンブルクETF」という。

注3：当該投資証券クラスは、サブファンドの基準通貨建てである。以下同じ。

(後略)

<訂正後>

有価証券信託受益証券に関する証券情報

銘柄

銘柄(注1)	受託有価証券(注2)
UBS ETF 先進国株(MSCIワールド)	UBS ETF - MSCI ワールド UCITS ETF クラスA-分配型(注3)
UBS ETF ユーロ圏大型株50(ユーロ・ストックス50)	UBS ETF - ユーロ・ストックス 50 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)(注4)	UBS ETF - MSCI EMU UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 欧州株(MSCIヨーロッパ)	UBS ETF - MSCI ヨーロッパ UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 英国大型株100(FTSE 100)	UBS ETF - FTSE 100 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株)(注4)	UBS ETF - MSCI EMU 小型株 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF MSCI アジア太平洋株(除く日本)	UBS ETF - MSCI パシフィック(除く日本) UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF スイス株(MSCIスイス20/35)	UBS ETF - MSCI スイス 20/35 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 英国株(MSCI英国)	UBS ETF - MSCI 英国 UCITS ETF クラスA-分配型
UBS ETF 米国株(MSCI米国)	UBS ETF - MSCI 米国 UCITS ETF クラスA-分配型

注1:以下、上記の受益証券発行信託に係る受益権を個別にまたは総称して「本受益権」という。また、本受益権に係る信託を個別に又は総称して「本信託」という。

注2:本第一部において、以下、本信託の信託財産である受託有価証券を個別にまたは総称して「本ルクセンブルクETF投資証券」という。また、「本ルクセンブルクETF投資証券」に係る信託を「本ルクセンブルクETF」という。

注3:当該投資証券クラスは、サブファンドの基準通貨建てである。以下同じ。

注4:平成31年1月4日付で、「UBS ETF 欧州通貨圏株(MSCI EMU)」は「UBS ETF ユーロ圏株(MSCI EMU)」に、「UBS ETF 欧州通貨圏小型株(MSCI EMU小型株)」は「UBS ETF ユーロ圏小型株(MSCI EMU小型株)」に名称変更を行う。以下同じ。

(後略)